

研究開発の事業評価書

(事前評価)

平成 2 5 年 8 月

農林水産省

研究開発の事業評価書（事前評価）

1. 政策評価の対象とした政策

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、評価を義務付けられた研究開発事業について、次の研究制度及び委託プロジェクト研究課題の計4事業を対象として、平成26年度新規・拡充予算要求の実施の可否等の判断に資するため、事前評価を実施した。

【研究制度】

- ・農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業
- ・国際競争力確保のための先端技術展開事業

【委託プロジェクト研究】

- ・需要フロンティア拡大のための研究開発
- ・技術でつなぐバリューチェーン構築プロジェクト

2. 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

農林水産技術会議において、平成25年7月に実施した。

3. 政策評価の観点

行政機関が行う政策の評価に関する法律、農林水産省政策評価基本計画（参考資料1）、農林水産省における研究開発評価に関する指針（参考資料2）及び研究開発評価実施要領（参考資料3）に基づき、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行った。

4. 政策効果の把握の手法及びその結果

研究制度及び委託プロジェクト研究を担当する農林水産技術会議事務局の研究統括官、研究開発官又は課長等が、①農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た重要性、②国が関与して研究を推進する必要性、③目標の妥当性、④社会・経済等に及ぼす効果等の明確性、⑤研究制度の仕組みや研究計画の妥当性を把握し、評価個票（別添）に取りまとめた。

5. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

評価に当たっては、農林水産技術会議の専門委員（参考資料4）によって構成される評価専門委員会を開催し、十分に審議を行った。

なお、専門委員は外部の学識経験者に加え、農林漁業者及び産業界等の民間の有識者を選任している。

6. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価には、研究制度及び委託プロジェクト研究ごとの評価個票等（別添）を資料として使用した。

なお、資料については、農林水産技術会議ホームページ（<http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/menu.htm>）や本評価担当窓口である農林水産技術会議事務局技術政策課において閲覧可能となっている。

7. 政策評価の結果

事前評価を行った研究制度及び委託プロジェクト研究4事業のうち、1件の研究制度において、研究制度は重要であるが課題の設定において留意が必要とされたものの、3事業においては、研究制度又は委託プロジェクト研究課題は重要であり内容は適切と評価された（別添参照）。

これを踏まえ、平成26年度新規・拡充予算要求を実施することとする。

農林水産省政策評価基本計画（抄）
（平成22年8月10日農林水産大臣決定）

第1～第4 略

第5 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価の実施に当たっては、農林水産大臣、副大臣、大臣政務官の指示の下、大臣官房政策評価審議官が農林水産省政策評価を総括整理し、大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価総括組織としてその事務をつかさどるものとする。

また、各局庁の政策評価担当課は、各局庁の政策評価に関する事務の総合調整を行うものとする。

4 研究開発の事業評価

(1) 評価実施主体

研究開発の事業評価は、農林水産技術会議が行う。その際、評価改善課は、政策評価に関する事務を総括し、農林水産技術会議事務局は研究開発の事業評価の庶務を処理する。

(2) 略

(3) 評価の実施

ア 農林水産技術会議事務局は、評価結果案を取りまとめ、評価改善課に提出する。評価改善課は、政策評価法との整合性、省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 農林水産技術会議事務局は、評価改善課の審査を経た後、農林水産省として評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

第6 事前評価の実施に関する事項

農林水産省では、事前評価として、公共事業の事業評価、研究開発の事業評価、規制の事前評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

2 研究開発の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題を対象とする。

また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度（以下「研究制度」という。）も対象とする。

(2) 実施時期

原則として、新たに研究開発課題を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。

(3) 取組方針

以下の事項等につき、プロジェクト研究等の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入される研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の妥当性・達成可能性
- ⑤ 研究計画の達成可能性
- ⑥ 成果の取扱い

(別紙1)

公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の公表時期

	公共事業	研究開発
事前評価	略	原則として、研究開発課題を採択する時とする。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。
期中の評価	略	略
完了後の評価 (終了時の評価)	略	略

農林水産省における研究開発評価に関する指針
(平成 23 年 1 月 27 日 農林水産技術会議決定)

第 1 趣旨

農林水産技術会議では、平成 22 年 3 月に「農林水産研究基本計画」を策定し、農林水産研究の理念、今後 10 年程度を見通して取り組む研究開発の重点目標及びその達成を図るための具体的な施策を示した。今後、本計画に沿って、行政のニーズに応え、成果が普及に及ぶ研究を促進する取組を強化するとともに、我が国の農林水産業の競争力強化に向けて、研究成果を着実に現場で普及・実用化するため、各種の研究開発評価を着実かつ効率的・効果的に実施する必要がある。

また、平成 20 年 10 月に新たな「国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）」が策定されるとともに、平成 22 年 8 月には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づき新たな「農林水産省政策評価基本計画（農林水産大臣決定）」が定められた。

さらに、第 4 期科学技術基本計画の策定に向けて、総合科学技術会議が平成 22 年 12 月 24 日に決定した「科学技術に関する基本政策について」に対する答申」においても、研究開発評価システムの充実及び改善の方向等が示された。

このような状況を踏まえ、農林水産省における研究開発評価の一層の充実と効率化を図るため、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成 18 年 3 月 28 日農林水産技術会議決定）を改定する。

第 2 評価等の種類と評価実施体制

1 評価等の種類

農林水産省における研究開発に関して、以下の評価等を実施するものとする。

ア 農林水産研究基本計画（平成 22 年 3 月 30 日農林水産技術会議決定。以下「研究基本計画」という。）の検証・評価

イ 研究制度評価

ウ 研究課題評価

（ア）委託プロジェクト研究課題評価

（イ）競争的研究資金制度等の研究課題評価

エ 追跡調査・検証

2 評価等の実施主体

評価の実施主体は、農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）とし、研究基本計画の検証及び追跡調査・検証の実施主体は農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）とする。

3 評価実施体制

① 研究開発評価を効果的に行うため、技術会議の専門委員によって構成される評価専門委員会を開催する。

② 評価専門委員会を構成する専門委員は、評価対象となる研究基本計画、研究制度又は委託プロジェクト研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない外

部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）から選任するものとする。この場合、現場への普及につながる研究の促進と我が国の農林水産業及び関連産業の競争力強化に資する観点から、農林漁業者や産業界等の民間の有識者を積極的に選任するものとする。

- ③ 専門委員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ④ 評価専門委員会は、研究開発評価に関する以下の事項について調査・審議するものとする。
 - ア 評価計画の策定に関すること
 - イ 研究基本計画の評価、研究制度評価及び委託プロジェクト研究課題評価の実施に関すること
 - ウ 評価手法の改善に関すること
 - エ その他必要な事項に関すること
- ⑤ 競争的研究資金制度等の研究課題評価の円滑な実施を図るため、外部専門家等によって構成される研究課題評価分科会を開催する。この場合、研究課題評価分科会を構成する外部専門家等は、評価する研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない者から選任するものとする。
- ⑥ 評価専門委員会の庶務は、農林水産技術会議事務局技術政策課、研究課題評価分科会の庶務は、該当する研究制度の担当課において行う。

第3 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証・評価の趣旨

農林水産省の研究開発の進行管理に活用し、必要に応じて研究施策の見直しや新たな取組に反映させるため、研究基本計画の検証・評価を実施する。

2 検証・評価の対象

検証・評価の対象は、研究基本計画の「Ⅰ農林水産研究の重点目標」に位置づけられた研究開発及び「Ⅱ農林水産研究の推進に関する施策」に位置づけられた研究施策とする。

3 検証・評価の時期

毎年度、研究基本計画の進捗状況を把握し、研究基本計画策定後概ね5年目に総合的な検証・評価を実施する。

4 検証・評価の方法

（1）研究基本計画の進捗状況の把握

- ① 事務局は、毎年度、農林水産研究開発の実施状況を研究基本計画の重点目標に沿って整理し、重点目標の達成に向けた研究開発の進捗状況を取りまとめる。
- ② 事務局は、毎年度、当該年度に実施した研究施策の取組実績・成果について、研究基本計画の内容に沿って取りまとめる。

（2）研究基本計画の検証・評価

- ① 事務局は、各年度に行った（1）の取りまとめの内容を踏まえ、今後の研究開発の改善方向及び研究施策の推進方向を取りまとめ、これを検証結果とする。
- ② ①の検証結果を踏まえ、事務局は必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて定めた評価項目及び評価基準に従い評価を実施する。

- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で、評価専門委員会の評価として技術会議に報告する。
- ④ 技術会議は③の報告を踏まえて評価を実施するとともに、研究基本計画の見直し、予算の配分等所要の措置を行う。

第4 研究制度評価

1 評価の趣旨

産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等、効率的かつ効果的に研究を推進し、その成果の普及・実用化を促進するため、研究制度の評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。

3 評価の時期

- ① 評価結果が研究制度の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該研究制度の終了後、後継の研究制度を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。
 - ア 研究制度の企画・立案を行う時期（プレ評価）
 - イ 研究制度の開始前（事前評価）
 - ウ 研究制度が終了する年度の前年度（終了時評価）
- ② また、5年以上継続している研究制度については、概ね5年ごとに中間評価を実施する。

なお、中間評価については、研究制度の特性や運営状況から必要な場合には、これ以外の時期にも実施する。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる研究制度ごとに、それぞれ当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い評価を実施し、評価専門委員会に報告する。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価を実施し、技術会議に報告する。この際、研究制度の目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。
- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、

評価を踏まえて、研究制度の見直し又は中止、運用の改善、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究制度の終了時評価の内容が、当該研究制度の後継の研究制度が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第5 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の趣旨

委託プロジェクト研究課題の効率的かつ効果的な企画及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、独立行政法人等に委託して実施する委託プロジェクト研究課題とする。

3 評価の時期

① 評価結果が、研究課題の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該委託プロジェクト研究課題の終了後、その成果の普及・実用化に向けた研究開発や実証等の施策を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 委託プロジェクト研究課題の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 委託プロジェクト研究課題の開始前（事前評価）

ウ 委託プロジェクト研究課題が終了する年度の前年度（終了時評価）

② また、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題については、原則として、委託プロジェクト研究課題を開始した翌年度に中間評価を実施する。その後は、2～4年ごとに中間評価を実施する。

4 評価の方法

① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点から踏まえて評価項目及び評価基準を定める。

② 事務局（行政部局が専ら委託プロジェクト研究課題を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる委託プロジェクト研究課題ごとに、それぞれ当該研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究課題の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い、評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、委託プロジェクト研究課題の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するとともに、研究成果の普及・実用化の道筋も含めた研究実施期間中の各年次における到達目標を明らかにしたロードマップを作成するものとする。

③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価し、技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取

を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、委託プロジェクト研究課題及びその研究計画の見直し又は中止、委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、委託プロジェクト研究課題の終了時評価の内容が、当該委託プロジェクト研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第6 競争的研究資金制度等の研究課題評価

1 評価の趣旨

競争的研究資金制度等の研究課題の効率的かつ効果的な採択及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、競争的研究資金制度等により実施する研究課題とする。

3 評価の時期

原則として、研究課題の採択のために行う事前評価及び研究終了時に行う事後評価を実施するものとする。また、5年以上の研究期間を有する研究課題については、原則として2～4年ごとに中間評価を実施するものとする。

なお、優れた成果が期待され、かつ研究の発展が見込まれる研究課題については、切れ目なく研究が継続できるように、評価の時期に配慮するものとする。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点から踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局は、評価に当たっては研究制度ごとに研究課題評価分科会を開催する。
- ③ 研究課題評価分科会は、①の評価項目及び評価基準に基づき評価し、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、研究課題評価分科会は、当該研究課題の実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。
- ④ 技術会議は、研究課題評価分科会の評価を技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究課題・研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究終了時に行う事後評価の内容が、当該研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第7 追跡調査・検証

1 調査・検証の趣旨

農林水産研究が社会・経済に及ぼす効果を把握し、研究開発評価の高度化、研究開発の効果的・効率的な企画及び実施並びに農林水産研究に対する国民の理解の向上等に資するため、研究終了後一定期間経過後の研究成果の普及・活用状況の把握及び分

析を行う追跡調査・検証を実施する。

2 調査・検証の対象

調査・検証の対象は、農林水産省の研究資金（技術会議所管の試験研究独立行政法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究及び競争的資金等）を活用して行われた研究開発の主要な成果であって、行政部局や民間と連携し、普及・実用化を進めているものとする。

3 調査・検証の時期

調査・検証は、原則として、成果の公表から2年、5年、さらに必要に応じて10年経過時に実施する。

4 調査・検証方法

① 事務局は2の研究開発を実施した研究機関を対象として、当該研究成果の普及・活用状況に関する調査を実施する。その際、当該成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得ること等により、できるだけ普及・活用状況の数量的把握に努める。

② 事務局は①の調査結果の集約及び分析を行い検証結果とし、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、社会・経済等に及ぼした効果について掘り下げた調査・分析を行うよう努める。また、検証の結果は、今後の研究制度や研究課題の企画・立案、管理及び国民に対する農林水産研究の効果の説明等に活用するものとする。

第8 留意事項

1 政策評価の場合の手続き

政策評価法に基づき農林水産大臣が定める農林水産省政策評価基本計画及び農林水産省政策評価実施計画において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、農林水産省政策評価基本計画に定める評価結果の決定手続きを経た上で公表する。

2 評価の透明性・客観性の確保

技術会議は、評価の透明性を高めるため、評価者と研究実施主体との間で必要な場合、意見交換を行う機会をつくとともに、評価項目、評価基準等を幅広く開示するよう努めることとする。さらに、評価者となる外部専門家等の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることがないように、明確な任期を設定するものとする。

また、評価の客観性を確保する観点から、評価に当たっては、研究の効果を定量的に把握することができる評価手法を用いるよう努める。定量的な評価が困難である場合でも、客観的な情報・データ等に基づき評価を行うことに努めるものとする。

3 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、公平・公正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、成果を問うだけでなく挑戦を励ます面も重視する。また、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

4 研究・技術開発の性格に応じた適切な配慮

評価及び評価結果の反映に当たって、技術会議は、研究開発の段階（基礎、応用、

開発)をはじめ、個々の研究・技術開発や研究制度が持つそれぞれの性格を十分に考慮し、その特性に応じた評価等が行われるよう配慮するものとする。この際、成果に係る評価に当たっては、評価者は、原則として研究目標の達成度合いを判定の基準として評価を行うものとするが、併せて実施したプロセスの妥当性や副次的な成果など次につながる成果を幅広い視野から捉えるよう努める。また、評価専門委員会等においては、第7の追跡調査・検証の成果も踏まえ、必要に応じ過去の評価の妥当性や評価手法の改善に関し審議を行うとともに、事務局は、その成果を評価項目及び評価基準等に適切に反映させるものとする。

5 科学技術コミュニケーション活動等への配慮

事務局は、研究開発の内容や成果を国民に対して分かりやすく説明する活動や科学技術を担う人材の育成等の重要性を踏まえ、これらに配慮して研究課題の評価項目及び評価基準の設定を行うものとする。

6 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化に対応するため、技術会議は評価に当たって、有効と判断される場合には、国際的な水準に照らして評価を行うための指標（ベンチマーク）を検討し評価項目に取り入れる、又は海外で活躍する外部の研究者若しくは海外での活動経験を有する外部専門家等を評価者に登用する取組を進めるものとする。

7 評価結果の活用

評価結果を次の段階の研究開発に切れ目なくつなげるなどの観点から、事務局は、研究開発に係る評価結果を研究機関、研究制度を越えて相互活用するよう取組むものとする。

8 評価に伴う過重な負担の回避

評価に当たっては、研究動向解析システム等のデータベースの活用、既に実施された評価資料の活用及び個々の研究の規模に応じた適切な評価手法の活用等により評価を効率的に行うよう努めるものとする。

第9 評価結果の公表

評価の基礎となったデータ、評価結果及びその理由等、これに基づいて講ずる又は講じた措置並びに評価者名について、事務局長は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で、積極的に公表するものとする。

第10 その他

農林水産省における研究開発評価に関しては、農林水産省政策評価基本計画及び本指針に定めるもののほか、事務局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本指針は平成23年1月27日以降に実施する評価等に適用する。
- 2 平成22年度までの取組に対し実施される研究制度及び委託プロジェクト研究課題の評価の評価項目及び評価基準については、1の規定に関わらず改定前の「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（以下「旧指針」という。）に基づき事務局長

が定めた「研究開発評価実施要領（平成 18 年 4 月 17 日付け 17 農会第 1740 号（最終改正平成 20 年 8 月 1 日付け 20 農会第 572 号）農林水産技術会議事務局長通知）」を適用できるものとする。

- 3 平成 22 年度までの取組に対し実施される、競争的研究資金制度等の研究課題の評価については、1 の規定に関わらず、旧指針及びそれに基づき事務局長が定めた「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業評価実施要領（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農会第 1024 号（最終改正平成 22 年 1 月 7 日付け 21 農会第 900 号）農林水産技術会議事務局長通知）」、「研究成果実用化促進事業実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 農会第 1211 号（最終改正平成 21 年 12 月 15 日付け 21 農会第 869 号）農林水産技術会議事務局長通知）」及び「指定試験事業課題評価実施要領（平成 15 年 5 月 29 日付け 15 農会第 318 号（最終改正平成 20 年 8 月 1 日付け 20 農会第 571 号）農林水産技術会議事務局長通知）」を適用できるものとする。
- 4 平成 22 年度に終了する研究制度及び委託プロジェクト研究課題の終了時評価、競争的研究資金制度等の研究課題の事後評価の時期については、1 の規定に関わらず旧指針を適用する。

研究開発評価実施要領

17農会第1740号
平成18年4月17日
最終改正 24農会第36号
平成24年4月6日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成23年1月27日農林水産技術会議決定。以下「評価指針」という。）第3に掲げる農林水産研究基本計画の検証・評価、第4に掲げる研究制度評価、第5に掲げる委託プロジェクト研究課題評価、第7に掲げる追跡調査・検証の実施に際しては、同指針に定めるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証の対象及び実施時期

- ① 農林水産研究の重点目標の検証に係る研究開発の進捗状況のとりまとめは、前年度の研究開発を対象として、原則として毎年度10月末までに実施するものとする。
- ② 農林水産研究の推進に関する施策の検証に係る取組実績・成果のとりまとめは、当該年度の施策を対象として、原則として毎年度3月末までに実施するものとする。

2 検証の方法

(1) 農林水産研究の重点目標の検証

- ① 評価指針第3の4の(1)の①に基づき実施する農林水産研究の実施状況の整理は、農林水産省の研究資金（独立行政法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究、競争的資金による研究等）を活用した研究開発を中心に実施する。この際、農林水産省の研究資金によらない研究開発についても、農林水産研究の重点目標に関するものについては、できる限り進捗状況の把握に努めるものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証は、技術政策課の総括の下、該当する研究開発を担当する課、研究統括官、研究開発官等が行うものとする。

(2) 農林水産研究の推進に関する施策の検証

農林水産研究の推進に関する施策の検証は、技術政策課の総括の下、施策の担当課、研究統括官、研究開発官等が行う。

第3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

- ① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新規に又は見直した上で継続しようとする部分とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 予算の単なる大きくくり化によるもの

イ 当該研究制度の開始時の計画等に即して実施規模が拡大することに伴い経費が増加するものであって、研究制度の内容の変更を伴わないもの

- ② 評価は、原則として、概算要求を行う年度の前年度末までに実施する。

(2) 事前評価

- ① 評価の対象は、原則として、プレ評価を受けた新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直した上で継続しようとする部分であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

- ② 評価は、原則として、プレ評価の実施後、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

- ① 評価の対象は、5年以上継続している研究制度とする。

- ② 評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、原則として、研究制度の開始又は前回の中間評価から5年度目の年度末までに実施する。

(4) 終了時評価

- ① 評価の対象は、終了することが確実となった研究制度とする。

- ② 評価は、原則として、当該研究制度が終了する年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

- ① 研究制度評価は、評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準として別表1-1から1-4を原則に実施するものとする。

- ② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び評価は、技術政策課の総括の下、研究制度の担当課等が実施する。また、事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）による評価及び評価専門委員会による評価の内容は別添1-1から1-4までの様式に沿って記載する。

第4 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

- ① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 委託プロジェクト研究課題開始時の計画において開始が予定されていたもの

イ 予算の単なる大きくくり化によるもの

- ② 評価は、原則として、概算要求を行う年度の前年度末までに実施する。

(2) 事前評価

- ① 評価の対象は、原則として、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト

研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

② 評価は、原則として、プレ評価の実施後、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

① 評価の対象は、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題とする。

② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、研究を開始した翌年度の末までに実施する。その後は、研究期間に応じて前回の中間評価から2～4年度目の末までに実施する。

(4) 終了時評価

① 評価の対象は、研究期間が終了する委託プロジェクト研究課題とする。

② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、当該委託プロジェクト研究課題の終了年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

(1) プレ評価

① プレ評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-1を原則に実施するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局(行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。)による評価は、技術政策課長の総括の下、委託プロジェクト研究課題を担当する研究統括官、研究開発官又は課長等(以下「担当開発官等」という。)が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者(以下「外部専門家等」という。)からの意見聴取を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップ(評価指針第5の4の②に定めるものをいう。以下同じ。)については別添2-1を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添3-1の様式に沿って記載する。

イ 担当開発官等は、委託プロジェクト研究課題の概要資料の内容及び事務局による評価案について、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、所要の修正等を行い、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-1の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

(2) 事前評価

① 事前評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-2を原則に実施するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料

の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、技術政策課長の総括の下、委託プロジェクト研究課題の担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、プレ評価を踏まえ、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の内容、目標及び研究成果の普及・実用化の道筋等について更に詳細な検討を行った上で、当該委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2-2 を参考として作成し、評価案は、別添 3-2 の様式に沿って記載する。

イ 準備委員会（「委託プロジェクト研究の実施について」（平成 18 年 2 月 23 日付け 17 農会第 1466 号（最終改正平成 23 年 1 月 28 日付け 22 農会第 929 号）農林水産技術会議事務局長通知。以下「研究実施通知」という。）第 5 に定めるプロジェクト研究準備委員会をいう。以下同じ。）は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。

ウ 担当開発官等は、準備委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第 5 の 4 の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3-2 の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第 5 の 4 の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

（3）中間評価

① 中間評価は、評価指針第 5 の 4 の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表 2-3 を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題を構成する個々の研究課題について、ロードマップに基づいて進捗状況等を点検するとともに、研究開始時点からの当該委託プロジェクト研究課題を巡る情勢の変化等を踏まえ、委託プロジェクト研究課題の継続の適否を検討する。また、継続が適当と認められる場合は、さらに研究計画や委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し並びに投入される予算の規模及び配分の見直しの要否等を検討し、以後実施する委託プロジェクト研究課題を適切なものとするよう留意するものとする。

② 評価指針第 5 の 4 の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、技術政策課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、次の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2-3 を参考として作成することとし、評価案は別添 3-3 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会（研究実施通知第 7 に定めるプロジェクト研究運営委員会をいう。以下同じ。）は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当

性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。この際、必要に応じ、受託研究者に出席を求めるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-3の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

(4) 終了時評価

① 終了時評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-4を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題の研究成果の活用方法や他の研究への波及可能性等について十分な検討を行い当該委託プロジェクト研究課題の終了後に実施される研究成果の普及・実用化に向けた施策が適切なものとなるよう留意するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局(行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。)による評価は、技術政策課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添2-4を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添3-4の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-4の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

第5 追跡調査・検証

1 調査・検証の対象及び実施時期

① 追跡調査・検証の対象は、以下のいずれかに該当する研究成果であって、原則として、成果の公表から2年以上10年以下のものから選定する。

ア 「農業新技術200X」(「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」(平成19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知)に基づくもの)として選定された研究成果

イ ア以外の成果であって、行政部局と連携して普及・実用化を進めることとされた研究成果のうち社会・経済に与える影響が大きいと見込まれるもの

② 調査・検証は、原則として、対象となる研究成果ごとにそれぞれ当該成果が公

表された年度から2年後、5年後及び必要に応じて10年後の年度のそれぞれ翌年度10月末までに実施するものとする。

2 調査・検証の方法

- ① 追跡調査・検証は、技術政策課の総括の下、成果を出した研究開発を担当する課、研究統括官及び研究開発官並びに成果を出した独立行政法人の所管課が、当該研究成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得て、行うものとする。
- ② 事務局が研究開発の委託、補助等を実施する際には、委託契約書等に追跡調査の実施に関する規定を設ける等の措置をとり、調査・検証の円滑な実施を図るものとする。

第6 評価結果等の公表

事務局長は、第2から第5までの検証・評価結果等について、評価専門委員会において、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権等に配慮して、非公開とすべきと決定された資料を除き、評価指針第9に基づき公表するものとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	①国の基本計画等での位置付け、国自ら取組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③の全てが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり、必要性は低い
3. 研究制度の目標の妥当性	①研究制度の目標の明確性 ②目標とする水準の妥当性 ③目標達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、妥当性は低い
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	①社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注3）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1及び2の評価項目がB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	①国の基本計画等での位置付け、国自ら取組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③の全てが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり、必要性は低い
3. 研究制度の目標の妥当性	①研究制度の目標の明確性 ②目標とする水準の妥当性 ③目標達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、妥当性は低い
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	①社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注3）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、概算要求を行う際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～5の評価項目のすべてがB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	①農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性 ②国が関与して研究制度を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性	①研究制度の目標の達成度（論文、特許、普及に移しうる成果等の実績を含む） ②目標の今後の達成可能性	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	①社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 ②研究成果活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化を進める仕組み等）	S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、明確性は非常に高い
		A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の妥当性 ②投入される研究資源（予算）の規模及び配分の妥当性	S：①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い

		C：①及び②ともに不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準] (注3)</p> <p>1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S：研究制度は予想以上の成果をあげており、高く評価できる。</p> <p>A：研究制度は適切に運営・管理されており、継続することは妥当である。</p> <p>B：研究制度は見直しが必要である。</p> <p>C：研究制度は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合(③、④の場合を除く)、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合(④の場合を除く)、総括評価基準はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがA以上(うち1項目以上がS)である場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 研究制度の意義	①研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性	①研究制度の目標の達成度（論文、特許、普及に移しうる成果、研究に関する国民とのコミュニケーション活動等の実績を含む） ②研究制度の目標の今後の達成可能性	S：研究制度の目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究制度の目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究制度の目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究制度の目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究制度の目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており、（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）達成度は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	①社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化	S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待されることから、明確性は非常に高い
		A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い

	の見通し等)	B : ①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い C : ①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の妥当性 ②投入された研究資源（予算）の規模及び配分の妥当性	S : ①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A : ①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B : ①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C : ①及び②ともに不明確であり妥当性は低い

[総括評価基準] (注3)

1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S : 研究制度は予想以上の成果をあげた。

A : 研究制度は概ね目的を達成した。

B : 研究制度は目的の達成がやや不十分であった。

C : 研究制度は目的の達成が不十分であった。

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④の場合を除く）、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがA以上（うち1項目以上がS）である場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（獨創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国の基本計画等での位置付け、国自ら取組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標の妥当性	①研究目標の明確性 ②目標とする水準の妥当性 ③目標達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性（注3）	①社会・経済への効果を示す目標（アウトカム目標）の明確性 ②研究成果の普及・実用化の道筋の明確性 ③他の研究への波及可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、明確性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②研究推進体制、課題構成、実施期間の妥当性	A：①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注4）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）基礎的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

(注4) 1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1及び2の評価項目がB以上である場合(③の場合を除く)、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（獨創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国の基本計画等での位置付け、国自ら取組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標の妥当性	①研究目標の明確性 ②目標とする水準の妥当性 ③目標達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性（注3）	①社会・経済への効果を示す目標（アウトカム目標）の明確性 ②研究成果の普及・実用化の道筋の明確性 ③他の研究への波及可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、明確性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②研究推進体制、課題構成、実施期間の妥当性	A：①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注4）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、概算要求を行う際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）基礎的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

（注4）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

①1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

- ② 1～5の評価項目のうち1項目以上がBである場合（①の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価基準に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	①農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究の重要性 ②国が関与して研究を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究目標の達成度及び今後の達成可能性	①研究目標の達成度（論文、特許、普及に移しうる成果、研究に関する国民とのコミュニケーション活動、人材育成の取組等の実績を含む）（注4） ②研究目標の今後の達成可能性	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性はやや低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性（注3）	①アウトカム目標達成の可能性 ②研究成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・普及・実用化の見通し等） ③他の研究に及ぼす波及可能性（副次的な成果等に係るものを含む）	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、明確性は非常に高い
		A：①から③のすべてを十分に有しており、明確性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等） ②研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性 ③研究推進体制の妥当性 ④投入される研究資源（予算）の規模及び配分の妥当性	S：①から④のいずれも明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①から④のいずれも明確であり、妥当性は高い
		B：①から④のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い

		C：①から④のいずれも不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準] (注5)</p> <p>1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S：委託プロジェクト研究課題は予想以上に進捗し、高く評価できる。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は順調に進捗しており、継続することは妥当である。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題の見直しが必要である。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3) 基礎的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

(注4) 評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合(数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの)とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

(注5) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合(③、④の場合を除く)、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合(④の場合を除く)、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがA以上(うち1項目以上がS)である場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 研究成果の意義	①研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究目標の達成度及び今後の達成可能性	①研究目標の達成度（論文、特許、普及に移しうる成果、研究に関する国民とのコミュニケーション活動、人材育成の取組等の実績を含む）（注4） ②研究目標の今後の達成可能性	S：研究目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性（注3）	①アウトカム目標達成の可能性 ②研究成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・普及・実用化の見通し等） ③他の研究への波及可能性（副次的な成果等に係るものを含む）	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ当初の見込みを上回る効果が期待されることから、明確性は非常に高い
		A：①から③のすべてを十分に有しており、明確性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い

		C：①から③のいずれも不十分であり、明確性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③投入された研究資源（予算）の規模及び配分の妥当性	S：①から③のいずれも明確であり、かつ費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①から③のいずれも明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注5）

1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S：予想以上の成果をあげた。

A：概ね目的を達成した。

B：目的の達成がやや不十分であった。

C：目的の達成は不十分であった。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）基礎的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

（注4）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注5）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④の場合を除く）、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがA以上（うち1項目以上がS）である場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価個票（プレ評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究制度の概要	※研究制度の①目的（社会・経済等に及ぼす効果）及び②仕組みを200字程度で簡潔に記載		

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究制度の重要性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究制度の目標の妥当性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

(注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-1に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク： 順位：〇/〇
1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見	
※評価のランクを選択するに際しての所見（研究制度として直近の概算要求に向けて検討を継続する必要性又はプレ評価対象のすべての研究制度の中で当該研究制度を優先して選定する必要性に関する評価等）を記載	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	
※研究制度に係る以下の事項のうち、今後さらに検討を要すると認められるものについて、それぞれ今後の検討の方向性等に係る所見を記載	
①研究制度の目的（社会・経済等に及ぼす効果）	
②研究制度の目標	
③研究制度の仕組み	
④その他	

(注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-1に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う研究制度を選定する観点から、プレ評価対象のすべての研究制度における当該研究制度の優先順位を記載。

研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究制度の概要			
※研究制度の①目的（社会・経済等に及ぼす効果）及び②仕組みを200字程度で簡潔に記載			
研究制度の主な目標			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究制度の重要性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	
3. 研究制度の目標の妥当性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-2に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見	
※評価のランクを選択するに際しての所見（プレ評価で示した所見への対応状況への評価等）を記載	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	
※研究制度の実施に向けた条件を整えるため、今後の概算要求、研究課題の公募・採択に至る過程でさらに検討を要する又は留意すべきと認められる事項について、所見を記載	

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1-2に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（中間評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究課題の概要			
※研究制度の①目的（社会・経済等に及ぼす効果）及び②仕組みを200字程度で簡潔に記載			
研究制度の主な目標			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-3に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の継続の適否に関する所見	
※評価のランクを選択するに際しての所見（今日の社会・経済の情勢の下での研究の必要性、研究の進捗状況及び今後の目標の達成可能性の評価等）を記載	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	
※今後、研究制度の目標の達成に向けて、より効果的かつ効率的に研究制度を運営するため、以下の事項についてそれぞれ見直しの要否及び見直しを要すると認められる場合は、その検討の方向性等に係る所見を記載	
①研究制度の仕組み	
②投入される予算の規模及び配分の方針	

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1-3に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（終了時評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究制度の概要			
※研究制度の①目的（社会・経済等に及ぼす効果）及び②仕組みを200字程度で簡潔に記載			
研究制度の最終の到達目標			
①			
②			

（注）研究制度の主な目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究制度の意義	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

- （注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 4 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

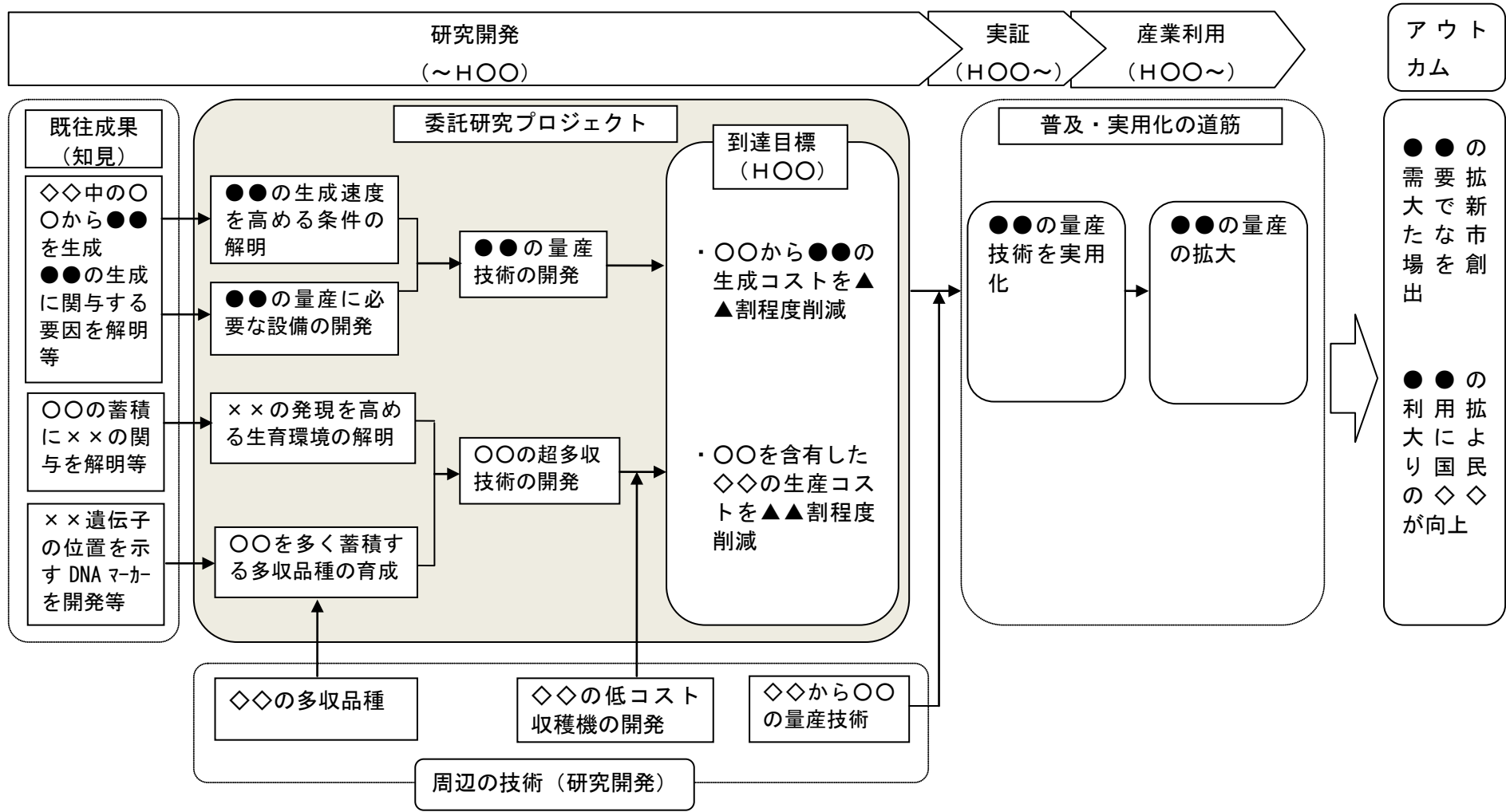
【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度全体の実績に関する所見	
※評価のランクを選択するに際しての所見（研究制度の目標の達成度の評価等）を記載	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	
※当該研究制度の後継の研究制度を企画・立案するに際し、検討を要する又は留意すべきと認められる事項について所見を記載	

- （注）「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 4 に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

【ロードマップのイメージ（プレ評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、研究成果の普及・実用化の道筋、アウトカムを表す

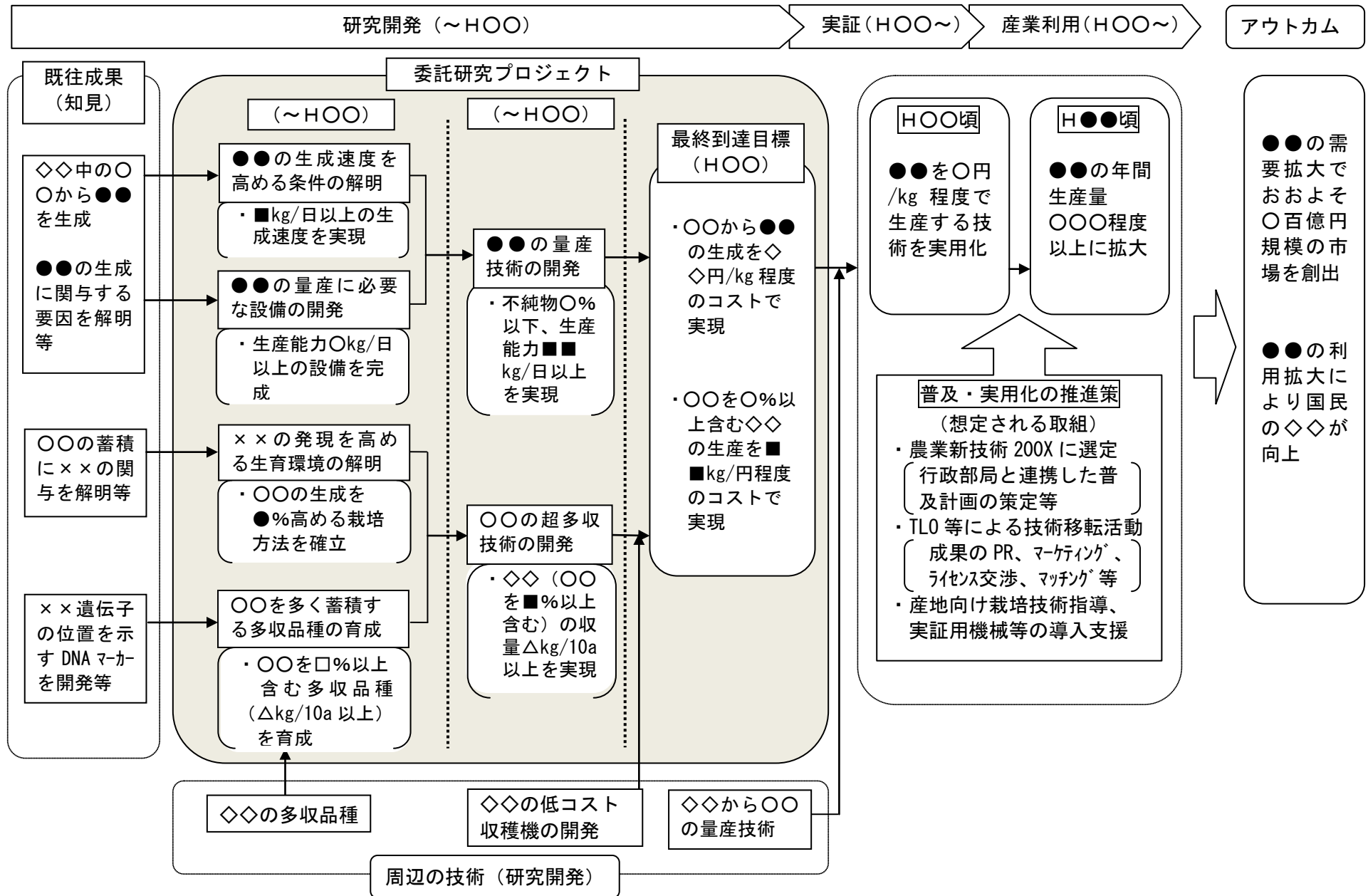
〇〇に必要な◇◇技術の開発（仮称）



【ロードマップのイメージ（事前評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、成果の普及・実用化の道筋と目標、アウトカムを極力数値を用いて表す

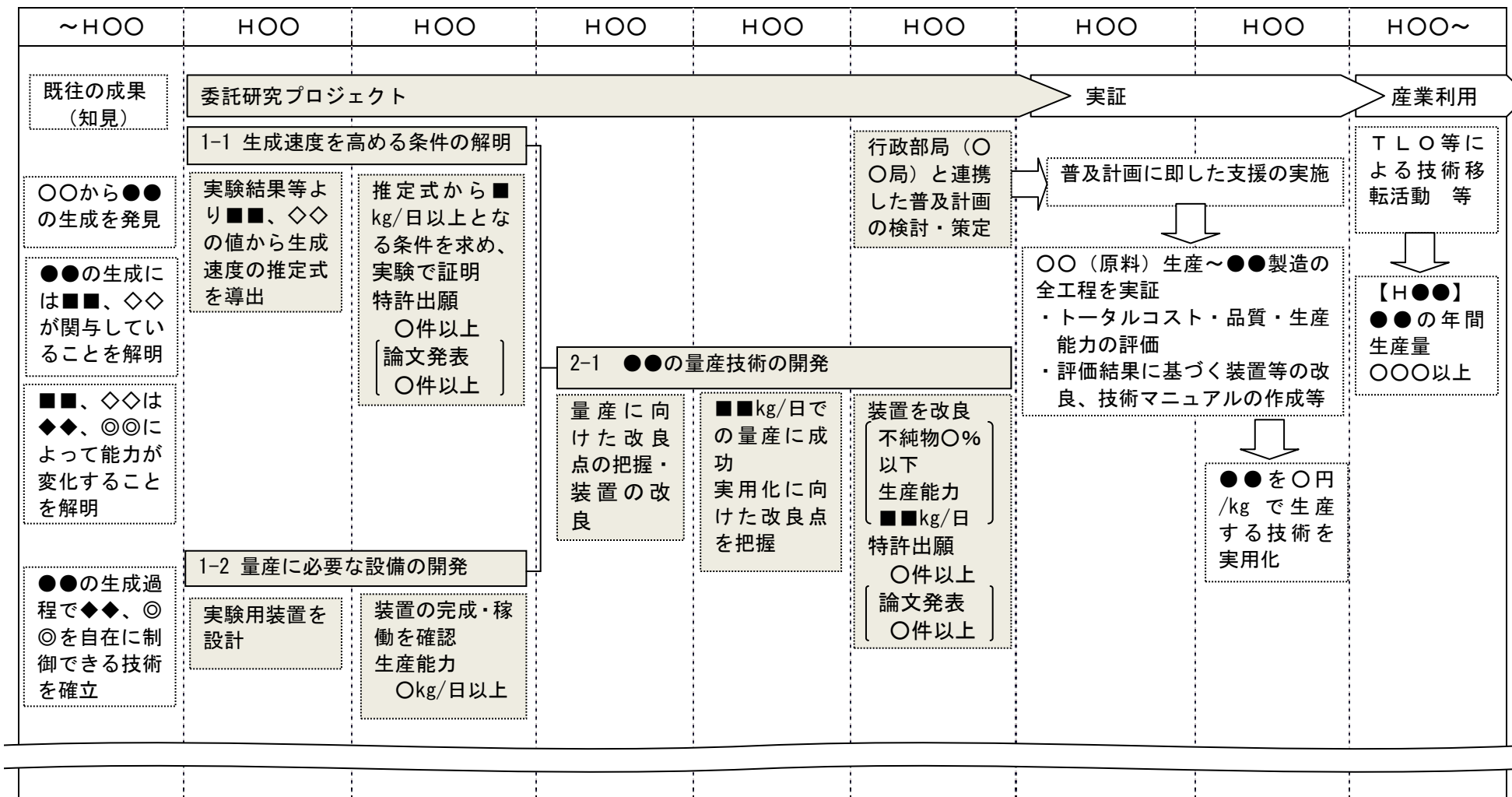
〇〇に必要な◇◇技術の開発



【ロードマップのイメージ（中間評価段階）】

中課題ごとの毎年度（特に中間評価年度）の成果目標、研究成果の普及・実用化の道筋と目標を具体的に示す

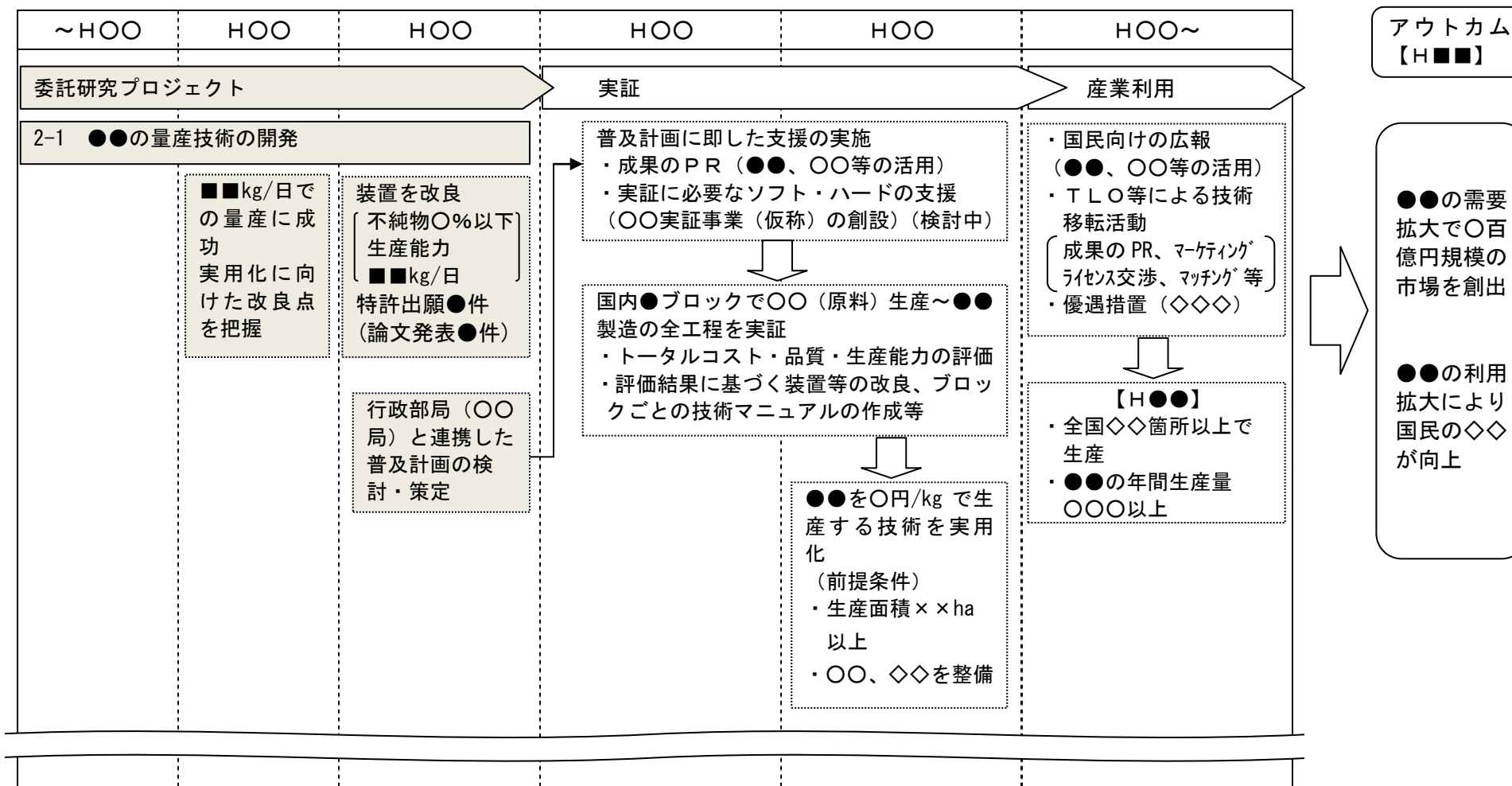
〇〇に必要な◇◇技術の開発



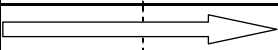
【ロードマップのイメージ（終了時評価段階）】

研究成果の普及・実用化の目標とともに、その対象（ターゲット）、具体的な推進策（メニュー）と取組期間を示す

〇〇に必要な◇◇技術の開発



委託プロジェクト研究課題評価個票（プレ評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究開発の段階	基礎	応用	開発	研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）
				総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究課題の概要	※委託プロジェクト研究課題の①主な目的（アウトカム目標）及び②目的の達成に向けた主な研究内容を200字程度で簡潔に記載				

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究の重要性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	
3. 研究目標の妥当性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を簡条書き等により簡潔に記載	

(注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-1に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク： 順位：〇/〇
1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見	
※評価のランクを選択するに際しての所見（委託プロジェクト研究課題として直近の概算要求に向けて検討を継続する必要性又はプレ評価対象のすべての委託プロジェクト研究課題の中で当該委託プロジェクト研究課題を優先して選定する必要性に関する評価等）を記載	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	
※委託プロジェクト研究課題に係る以下の事項のうち、今後さらに検討を要すると認められるものについて、それぞれ今後の検討の方向性等に係る所見を記載	
①研究の目的（アウトカム目標）	
②研究の目標	
③研究課題の構成	
④研究成果の普及・実用化の道筋	
⑤その他	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-1に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う委託プロジェクト研究課題を選定する観点から、プレ評価対象のすべての委託プロジェクト研究課題における当該委託プロジェクト研究課題の優先順位を記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（事前評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究開発の段階	基礎	応用	開発	研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）
				総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究課題の概要					
※委託プロジェクト研究課題の①主な目的（アウトカム目標）及び②目的の達成に向けた主な研究内容を200字程度で簡潔に記載					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最後の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
			備考		
①			※備考欄には、アウトカム目標の実現（成果の普及・実用化）に必要な取組や留意事項等を簡潔に記載		
②					

（注）研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究の重要性	ランク：
（理由） ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
（理由） ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究目標の妥当性	ランク：
（理由） ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
（理由） ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
（理由） ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

（注）1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-2に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

1. 研究の実施（概算要求）の適否に関する所見

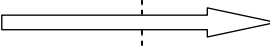
※評価のランクを選択するに際しての所見（プレ評価で示した所見への対応状況への評価等）を記載

2. 今後検討を要する事項に関する所見

※研究の実施に向けた条件を整えるため、今後の概算要求、委託先研究機関の公募・採択及び研究の実施計画の決定に至る過程で、さらに検討を要する又は留意すべきと認められる事項について、所見を記載

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表 2-2 に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（中間評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究開発の段階	基礎	応用	開発	研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）
				総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究課題の概要					
※委託プロジェクト研究課題の①主な目的（アウトカム目標）及び②目的の達成に向けた主な研究内容を200字程度で簡潔に記載					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
			備考		
①			※備考欄には、アウトカム目標の実現（成果の普及・実用化）に必要な取組や留意事項等を簡潔に記載		
②					

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 研究目標の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
(理由) ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-3に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

1. 委託プロジェクト研究課題の継続の適否に関する所見

※評価のランクを選択するに際しての所見（今日の社会・経済の情勢の下での研究の必要性、研究の進捗状況及び今後の目標の達成可能性の評価等）を記載

2. 今後検討を要する事項に関する所見

※今後、研究目標の達成に向けて、より効果的かつ効率的に研究を推進するため、以下の事項について、それぞれ見直しの要否及び見直しを要すると認められる場合は、その検討の方向性等に係る所見を記載

- ①研究の実施計画及び運営体制
- ②研究機関
- ③投入される予算の規模及び配分の方針

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表2-3に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（終了時評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）
				総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究課題の概要					
※委託プロジェクト研究課題の①主な目的（アウトカム目標）及び②目的の達成に向けた主な研究内容を200字程度で簡潔に記載					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
①					
②					
2. 委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
					備考
①					※備考欄には、アウトカム目標の実現（成果の普及・実用化）に必要な取組や留意事項等を簡潔に記載
②					

（注） 1 及び 2 の目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究成果の意義	ランク：
（理由） ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 研究目標の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（理由） ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
（理由） ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
（理由） ※評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 4 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
 2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

1. 委託プロジェクト研究課題全体の実績に関する所見

※評価のランクを選択するに際しての所見（研究目標の達成度の評価等）を記載

2. 今後検討を要する事項に関する所見

※委託プロジェクト研究課題の終了後、切れ目なく成果の普及・実用化を促進するため、さらに検討を要する又は留意すべきと認められる事項について所見を記載

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表 2-4 に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

評価専門委員会 委員名簿

(平成25年7月現在)

農林水産技術会議 専門委員会	おごせ ゆみ 生越 由美	東京理科大学専門職大学院教授
農林水産技術会議 専門委員会	おざき ちえこ 尾崎 千恵子	尾崎ファーム さいたま農村女性アドバイザー
農林水産技術会議 専門委員会	しぶや ゆきお 渋谷 往男	東京農業大学 国際食料情報学部 国際バイオビジネス学科 准教授
農林水産技術会議 専門委員会	たけだ はるお 武田 晴夫	株式会社日立製作所 研究開発本部 技術戦略室長
○ 農林水産技術会議 専門委員会	つねかわ あつし 恒川 篤史	国立大学法人 鳥取大学乾燥地研究センター長 教授
農林水産技術会議 専門委員会	でがわ とおる 出川 通	(株)テクノ・インテグレーション 代表取締役社長
農林水産技術会議 専門委員会	なかの えいこ 中野 栄子	株式会社日経BPコンサルティング 企画出版本部 開発部 プロデューサー
農林水産技術会議 専門委員会	まつい かずひこ 松井 和彦	味の素株式会社 理事 コーポレート戦略部
農林水産技術会議 専門委員会	まるた ひろし 丸田 洋	株式会社 穂海 代表取締役社長
農林水産技術会議 専門委員会	わだ しゅん 和田 俊	国立大学法人 東京海洋大学 名誉教授

○印は座長

(五十音順、敬称略)